

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-527489(P2004-527489A)

【公表日】平成16年9月9日(2004.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2004-035

【出願番号】特願2002-567272(P2002-567272)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 47/38

A 6 1 K 31/496

【F I】

A 6 1 K 47/38

A 6 1 K 31/496

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月25日(2005.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

化合物又はその塩の吸収の主要部位が小腸中にあり、吸着の部位で見出されるpH条件において、胃におけるよりも有意に低い溶解度をそこで有する該化合物又はその塩を、フタル酸ヒドロキシプロピルメチルセルロースポリマーとの固体分散物において含んでなる経口医薬組成物。

【請求項2】

ポリマーが、HP-50、HP-55、HP-55S、又はそれらの混合物である、請求項1に記載の経口医薬組成物。

【請求項3】

1つ以上の充填剤、結合剤、崩壊剤、又は滑沢剤を追加的に含む、請求項1又は2に記載の経口医薬組成物。

【請求項4】

化合物のポリマーに対する比が1:10~1:0.75である、請求項1~3のいずれか1項に記載の経口医薬組成物。

【請求項5】

化合物のポリマーに対する比が1:5~1:1である、請求項4に記載の経口医薬組成物。

【請求項6】

0.5mg~1gの化合物を含む、請求項1~5のいずれか1項に記載の経口医薬組成物。

【請求項7】

化合物がXa因子阻害剤である、請求項1~6のいずれか1項に記載の経口医薬組成物。

【請求項8】

化合物が、1-(6-クロロナフト-2-イルスルホニル)-4-[4-(4-ピリジル)ベンゾイル]ピペラジン、1-(5-クロロインドール-2-イルスルホニル)-4-[4-(4-ピリジル)ベンゾイル]ピペラジン、及び1-(5-クロロインドール-

2 - イルスルホニル ) - 4 - [ 4 - ( 1 - イミダゾリル ) ベンゾイル ] ピペラジンから選択される、請求項 7 に記載の経口医薬組成物。

【請求項 9】

フタル酸ヒドロキシプロピルメチルセルロースポリマーの使用であって、化合物又はその塩の吸収の主要部位が小腸にあり、吸着の部位で見出される pH 条件において、胃におけるよりも有意に低い溶解度をそこで有する該化合物又はその塩の経口バイオアベイラビリティ及び / 又は吸着の変動性を、該ポリマーと該化合物又はその塩との固体分散物を形成することによって改善することにおける、フタル酸ヒドロキシプロピルメチルセルロースポリマーの使用。

【請求項 10】

ポリマーが、 H P - 5 0 、 H P - 5 5 、 H P - 5 5 S 、又はそれらの混合物である、請求項 9 に記載の使用。